平成２９年（フ）第１２２１号
埼玉県川口市末広１丁目４番11号　ランデュール・マキ101号
債務者　府金　重仁
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８８号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸２丁目６番33号　和戸クレストヒルズ107号室
債務者　山瀬真理子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０９号
埼玉県新座市石神１丁目６番30号
債務者　西川　洋子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２３号
さいたま市見沼区大字小深作429番地１　サンハイツ203
債務者　大崎　美幸
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２９号
埼玉県久喜市久喜東２丁目８番10号
債務者　髙松　一幸
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５６号
埼玉県戸田市笹目南町32番７号　誉蔵壱番館206号室
債務者　中川とも子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６１号
埼玉県幸手市大字上高野1641番地ー106号　高野台ビューパレー
債務者　小島　俊彦
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
新潟県見附市本町２丁目11番22号　コーポパル　M
債務者　星野由美子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第４６３３号
大阪府八尾市明美町２丁目１番３号
債務者　小野　友也
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８４８号
大阪市平野区瓜破東４丁目２番12号　ハニーハイツ106
債務者　落合　由希
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８号
静岡市駿河区南町５番26―403号
債務者　古鷹　和奈
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９９号
静岡市駿河区南町５番26―403号
債務者　古鷹　風波
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８２号
栃木県宇都宮市鶴田町2055番地８　シャイニー103、前住所栃木県栃木市岩舟町静1201番地８　コーチＣ
債務者　堀田　栄一
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２１号
静岡県袋井市延久642番地の８
債務者　大竹　実穂
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
静岡県浜松市東区市野町2326番地マンションフロイデ302号
債務者　小笠原美佳
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
岡山市北区十日市東町６番28―５号　レクサス十日市208号室、住民票上の住所岡山県笠岡市拓海町149番地３
債務者　西山　　彩
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部